

2011年6月20日

放送倫理・番組向上機構  
放送と人権等権利に関する委員会 御中

株式会社テレビ朝日  
朝日放送株式会社

### 委員会決定を受けての取り組み

2010年2月28日に放送した、テレビ朝日・朝日放送共同制作の番組「サンデープロジェクト」に対する「大学病院教授からの訴え」事案で、貴委員会は2011年2月8日、取材や放送における人権侵害はないものの、放送倫理上の問題および表現上配慮に欠ける部分があったと判断されました。

決定を受けて、テレビ朝日・朝日放送では、複数の番組で決定の概要を放送する一方、医療裁判に詳しい専門家の意見も参考にしながら、決定内容を詳細に検討し、議論を重ねました。その結果、決定の趣旨は十分に理解できるものの、決定内容の一部には違和感が拭えないとの結論に至りました。

以下、検討結果や議論の内容を含め、決定を受けての取り組みについて報告いたします。

なお、委員会に5月2日付で「委員会決定を受けての取り組み」を提出しましたが、5月17日の委員会と6月3日付の書面で、再考を求められたことを受けて、改めてこの文書を提出いたします。

#### 1. 広報および放送対応

委員会決定の通知を受け、テレビ朝日・朝日放送は連名で次のコメントを出しました。「放送倫理上の問題について、一部私どもの主張が受け入れられませんでした。決定内容を詳細に検討し、今後の取材と放送に活かしてまいります。」

また、テレビ朝日では、通知を受けた当日2月8日の「スーパーJチャンネル」と「報道ステーション」、翌2月9日の「やじうまテレビ！」内「ANNニュース」で、委員会決定の概要と申立人のコメントおよびテレビ朝日・朝日放送のコメントをネット枠で放送しました。2月20日には、関東ローカルの「はい！テレビ朝日です」で、同様の放送を行いました。

朝日放送では、2月8日の「スーパーJチャンネル」と「報道ステーション」、翌2月9日の「ANNニュース」をネット受けで放送し、さらに3月5日の広報番組「マンスリーABC」で、委員会決定の概要と申立人のコメント、朝日放送・テレビ朝日のコメントを放送しました。

#### 2. 社内での報告・周知等

テレビ朝日報道局では、決定2日後の2月10日、各出稿部・各番組の担当部長やプロデューサーらを集めた会議で、決定内容と当社の対応、今後の検討課題について説明を行

いました。そして、それぞれの部署でも話し合うよう呼びかけ、当該番組の後継番組である「サンデー・フロントライン」などで、話し合いが行われました。また、系列各局の報道デスクを集めた会議でも、決定内容を説明しました。

この他、全社的な取り組みとして、2月15日の局長会、2月18日の放送番組審議会、および社内常設の「放送倫理関連会議」で、決定内容と当社の対応について報告を行いました。

放送番組審議会では、委員の一人から「（決定は）厳しい。一審は、患者の自己決定権を侵害したとして賠償を命じた。二審は、自己決定権を侵害したというところまではいかなかったが、やはり患者に説明する義務があったことを認めて賠償額を減額した。両方とも説明義務に違反したという点は同じではないか。決定はそこを説明しろと言うわけで、そこまで放送できるのか」との言及がありました。

朝日放送では、2月9日に報道局の局長、部長に決定内容を説明するとともに、各担当デスク、プロデューサーで決定内容を精査・検討するように伝えました。また、社内のラジオを含む番組制作の担当部長らが集まり放送倫理等について報告・検討する「放送番組検討委員会」でも、決定内容と当社の対応について説明し、各部署で精査・検討するように伝えました。また、3月11日、4月8日の番組審議会でも決定内容と当社の対応について報告しました。

番組審議会の委員からは「取材側の表現の自由を最大限尊重したものとなっていることを評価したい」とした上で、「裁判の経過についての情報や、カルテや医療過誤という用語の正確とは言えない使用法など『初歩的』ともいえる問題点を指摘され、『協の甘さ』を露呈した格好になっているのは残念」という意見が寄せられました。また、別の委員からは「BPOが、ここまで局側に対して厳しく迫ってくるというのは、ちょっと問題があるように思う。しかし、BPOはABCも含めて民放とNHKが設立した機関なので、適正に活動していただくことは望ましい」との意見も出されました。

### 3. 決定内容についての検討等

テレビ朝日では、決定通知翌週の2月18日、報道局内に設置している「危機管理プロジェクト」の会合で、放送内容を視聴した上で、決定について意見を交わしました。

この中では、放送倫理上問題とされた2点のうち、まず直撃インタビュー後の「判決が確定してなお改ざんを否定する教授」とのナレーションについて、「事実を伝えたに過ぎず、問題はない」、「視聴者の理解を深めるため必要」との意見が出された一方で、「説明済みの改ざんを、相手の反論を否定する形で繰り返す必要があるのか」、「『判決が確定してなお』の部分は、非難と受け止められないよう、より慎重な表現にすべきだったのではないか」との意見も出されました。次に、判決の要約が著しく雑とされた点については、「確かに相手の有利な事情に触れないのは公平性を欠く」との意見もありましたが、「一審と二審の相違点など放送しなかった部分は裁判の本質ではないのではないか」、「委員会決定とは見解の相違が大きい」との意見が出されました。

2月下旬には、放送倫理に関わる社内の主な部署と番組担当者らで、弁護士を招いての検討会を行いました。

出席した弁護士からは「地裁・高裁ともに、病院が提出した症例登録票の信用性を否定し、医師の説明義務違反を認めており、放送内容に誤りはない」との認識が示されました。その上で、「遺族の主張が認められたのは事実であるにもかかわらず、全部を説明しないと『放送倫理上問題』とされるのはどうなのか」との見解が示されました。さらに、決定が「判決が確定してなお改ざんを否定する教授」とのナレーションを問題としている点や「医療過誤」などの表現を不適切としている点についても、疑問であるとの見方が示されました。

検討会ではまた、医療裁判に詳しい多くの弁護士から決定に異論が上がっていることや、決定の「放送内容の概要」などに事実誤認という指摘があることも報告されました。

朝日放送では、放送番組検討委員会の出席者などから、決定内容全体について「直撃インタビューについてその必要性を認められたことは評価できる。今後の取材に関してもその交渉過程、理由が適正であるなら認められる取材方法だろう」などの意見が出た一方、「放送倫理上問題」と指摘された点について、「表現の問題と指摘されるなら理解できるが、放送倫理の問題とまではいえないのではないか」という意見も聞かれました。

#### 4. 放送人権委員会セミナー等

4月12日、貴委員会の堀野紀委員長と小山剛委員をテレビ朝日に招いて、セミナーを開催しました。2時間以上に及んだセミナーには、テレビ朝日・朝日放送の社員や社外スタッフら約50人が参加、当該放送を視聴した上で、小山委員から今回の決定に至る委員会の審理の内容や論点について説明を受けました。この中で委員からは、放送に問題があった場合の決定には「人権侵害、重大な放送倫理違反、放送倫理違反、放送倫理上の問題、表現上の問題」とあるが、今回の決定は軽い方の二つにあたるものである、旨の発言もありました。

この後、番組担当者を交えたディスカッションが行われ、決定が裁判結果を「誤り伝えた」としている点や、インタビュー映像の使い方を問題としている点などについて、賛否を含めた議論が交わされました。また、テレビ朝日・朝日放送の出席者からは、放送人権委員会が事実上の一審制であり、局側に決定への異論を表明する機会がないことなどから、委員会に提出する報告書に局側の見解を記載せざるを得ないことを理解してほしい、旨の発言もありました。

なお、朝日放送では、今回の決定を踏まえて、今後時期を見て貴委員会の委員を大阪に招き、勉強会・意見交換会を開きたいと考えています。

#### 5. 決定を受けて

以上のような議論・検討を経て、テレビ朝日では、編成・報道・広報・法務・番組審査・コンプライアンスなど放送倫理に関わる社内各部署と番組担当者らで、決定をどのように

受け止めるべきか、話し合いを行いました。番組担当者からは「委員会決定について」と題する文書の提出を受け、その上で、テレビ朝日・朝日放送で改めて協議しました。

今回の委員会決定については、放送における人権侵害を否定し、直撃取材の正当性も認めるなど、私どもの主張を十分に考慮の上、報道の意義を高く評価していただいたものと考えます。しかし、放送倫理上の問題や表現上の問題を指摘された決定内容の一部になお違和感が拭えない部分があります。以下、それらについて説明いたします。

### 1) 判決内容の紹介が放送倫理上問題とされた点

委員会決定は、放送が「裁判では『同意なき臨床試験』であったという遺族側の主張が一貫して認められたかのように伝えている」、「裁判所の判断について視聴者の認識を誤導する恐れがあった」と述べて、「内容が正確性を欠いている点において放送倫理上の問題がある」と判断しています。

放送で地裁と高裁の判決の相違点に触れなかったことについて、委員会の指摘は率直に受け止めます。ただ、番組は両判決とも、医療者側が患者の同意なくクリニカルトライアルに参加させていたこと、患者への説明義務を果たしていなかったことを認定したという共通点を重視しました。「医療者側の行為の、何が許されなかったのか」という見地に立っていました。

両判決の差異を説明しなかったことが、直ちに、結論部分にある「結果を誤り伝えた」とまで言えるのかどうか、違和感があります。

### 2) 「カルテ（診療記録）の改ざん」という用語が、表現上問題とされた点

委員会決定では「症例登録票の問題についてまで、視聴者が『カルテ』の改ざんと混同ないしは同一視しかねない表現が用いられている」として、「番組最後における『カルテ（診療記録）の改ざん』という表現」を挙げています。

放送では、フリップに「医療記録の隠蔽・改ざんへの罰則」の文字があり、特集コーナーのライターである大谷昭宏氏が「カルテの改ざんということを止めなかったら、せつかくこの制度（医療事故調査委員会）を作っても」と発言したもので、「カルテ（診療記録）の改ざん」という表現ではありませんでした。これは、司会者が「大谷さん、この取材を通してどんな提言をされますか？」と問いかけていることから明らかなように、特集コーナー全体の総括として総論を述べた部分で用いた表現です。

誤解を招いたことは残念ですが、これを視聴者が症例登録票の問題と混同または同一視したかどうかについては、議論のあるところだと思います。

### 3) その他

打出医師から貴委員会に申し入れがあった、委員会決定の「放送内容の概要」における「直腸がんの手術をめぐる民事裁判となったケースで、打出医師が患者側に立って争い（中略）勝訴」という要約については、打出医師が果たしたのは患者の相談・助言役であって争っていませんし、そのような放送内容ではなかったと考えています。

委員会決定は、申立人への直撃取材について、「さらに説得の努力を重ねるとか、他に取材先を求めるなど、工夫の余地があったのではないかと指摘していますが、「患者の同意なき臨床試験」からその後の経過を含めて、申立人が当事者であることは明らかで、申立人を取材しなければ著しく公平性を欠くものと考えました。

委員会決定では、金沢大学事件について「説明義務違反の有無が争われたものであり、医療ミスを追及する医療『過誤』事件ではない。医療過誤と説明義務違反は本来別種のことから」と述べています。

番組での表現の適切さや正確さについては、反省すべき点がありますが、医事法の分野では「説明義務違反」を「医療過誤」とみなすのが一般的な見解であると認識しています。厚生労働省の指針は、「医療過誤」を「医療事故の一類型であって、医療従事者が、医療の遂行において、医療的準則に違反して患者に被害を発生させた行為」（2000年8月「リスクマネジメントマニュアル作成指針」）と定義しています。金沢大学事件も、クリニカルトライアルに参加させるという説明義務に違反があり（＝医療的準則に違反）、患者に身体上及び精神上の苦痛を与えた（＝患者に被害を発生させた）ものと言えるのではないのでしょうか。

なお、この番組の主眼は、医療裁判を闘う患者・家族と、それをサポートする打出医師の取り組みを通じ、医療界の問題を検証することでした。医療者側を前に、患者・家族が弱い立場に置かれていることについて、放送を通じて表現できたと考えています。

## 6. 今後の取り組み

今回の決定で委員会から要望された「取材、編集、放送の各段階での慎重な配慮」については、今後とも、社内の研修等で徹底していきたいと考えています。

また、表現上の問題点や放送倫理上の問題点については、内外で引き続き議論を深め、なお一層の十分な配慮に基づく適切で正確な表現や放送倫理の向上に努めたいと考えています。

以上、ご報告いたします。